

議案第 6 号

東郷町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び東郷町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

東郷町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び東郷町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 5 年 2 月 2 4 日 提出

東郷町長 井 俣 憲 治

説 明

この案を提出するのは、東郷町議会の議員の議員報酬月額等を見直す必要があるからである。

東郷町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び東郷町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

(東郷町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第1条 東郷町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和46年東郷町条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

区分	議員報酬月額
議長	394,000円
副議長	317,000円
常任委員長	297,000円
議会運営委員長	297,000円
議員	288,000円

(東郷町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第2条 東郷町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例（昭和43年東郷町条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

職名	給料月額
町長	883,000円
副町長	721,000円
教育長	666,000円

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案の概要

1 改正理由

令和5年1月20日付けの東郷町特別職報酬等審議会の答申を尊重し、東郷町議会の議員の議員報酬月額並びに町長、副町長及び教育長の給料月額を見直す必要があるからである。

2 改正内容

- (1) 東郷町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正（第1条関係）

議員報酬月額を次のとおり引き上げること。（別表関係）

区分	議員報酬月額	
	改正後	改正前
議長	394,000円	392,000円
副議長	317,000円	315,000円
常任委員長	297,000円	295,000円
議会運営委員長	297,000円	295,000円
議員	288,000円	286,000円

- (2) 東郷町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正（第2条関係）

町長、副町長及び教育長の給料月額を次のとおり引き上げること。（別表関係）

職名	給料月額	
	改正後	改正前
町長	883,000円	881,000円
副町長	721,000円	719,000円
教育長	666,000円	664,000円

3 施行期日

令和5年4月1日から施行すること。